

一般社団法人相差海女文化運営協議会

電動キックスクーター サービス利用規約

このユーザー利用規約（以下「本規約」といいます。）は、一般社団法人相差海女文化運営協議会（以下「当協議会」といいます。）が、「0032Ride」の名称で運用している電動キックスクーター（以下「本車両」といいます。）を利用に供するサービス（以下「本サービス」といいます。）をユーザーに提供するにあたり、その利用条件を定めるものです。ユーザーは、当協議会が提供する本車両を管理するソフトウェア・アプリケーション（以下「本アプリ」といいます。）を通じて本車両に搭載されるソフトウェア（以下「車載ソフトウェア」といいます。）に最初にアクセスすることにより、本サービスの利用について、本規約の全てに同意したものと取り扱われます。

第 1 条（適用）

1. 本規約は、本アプリや車載ソフトウェアの利用条件について定めるソフトウェア利用規約（以下「ソフトウェア利用規約」といいます。）のほか、当協議会が本サービスに関して定める各種規約（以下「サービス諸規約」と総称します。）とあわせて適用されます。
2. 当協議会は、本サービスの詳細を定めた利用マニュアルやガイドライン等（以下「ガイドライン」といいます。）を定めることができるものとします。ガイドラインは、本規約と一体となって当協議会とユーザーの間の契約を構成するものとします。万が一、本規約とガイドラインの間に矛盾または抵触がある場合には、ガイドラインが優先して適用されます。

第 2 条（本アプリの利用）

1. ユーザーが本サービスを利用するためには、あらかじめ当協議会所定のモバイルアプリのダウンロードサービスから、本アプリをご自身の端末にダウンロードし、所定の方法によりサインアップしていただく必要があります。
2. ユーザーは、本アプリをサインアップすることにより、ソフトウェア利用規約に合意したものと取り扱われ、これは車載ソフトウェアにアクセスするための前提となります。

すので、本規約に拘束されるユーザーは、併せてソフトウェア利用規約のすべての条項が適用されることとなります。

3. ユーザーは、他人のアカウントでサインアップした本アプリを用いて、本サービスを利用することができないものとします。ユーザーが、自己のアカウントの使用を許可して他人に本サービスを利用させた場合、ユーザー自身が本サービスを利用した者と連帯してサービス諸規約に拘束され、当協議会に対して責任を負うものとします。
4. ユーザーが未成年の場合、本サービスを利用するためには、親権者などの法定代理人の同意が必要となります。未成年であるユーザーは、本規約およびソフトウェア利用規約につき、法定代理人の同意を得ずに本サービスを利用しないものとします。

第 3 条 (プライバシー) 当協議会は、本サービスを提供するにあたり、サービス諸規約に基づきユーザーから提供されるユーザーの名前、電子メールアドレス、パスワードや課金のために必要な情報、位置情報などユーザー個人に関する情報を保持し、これを利用します。ユーザーの個人情報の取扱いについては、当協議会のプライバシーポリシー (<https://osatsu.org/0032r>) をご参照ください。

第 4 条 (サービス内容)

1. ユーザーは、サービス諸規約およびガイドラインにより許容された範囲で、これらの諸条件に従い、本車両を運行の用に供することができます。
2. 本サービスのより詳細な内容および機能等は、ガイドラインをご参照ください。なお、当協議会は本サービスの内容または機能等につき、随時追加、変更または削除等を行う場合があります。

第 5 条 (本車両の利用)

1. ユーザーは、営業時間中に、自らサインアップした本アプリを用いてロック解除の操作を完了した本車両のみ利用することができるものとします。
2. ユーザーは、ロック解除の操作をする都度、その時点において有効な普通自動車免許 (または小型特殊自動車の運転することができるその他の免許) を携帯していることを表明したものと取り扱われます。

スコードもしくはこれを構成するアイデアもしくはアルゴリズムを解析もしくは再構成すること

- (3) 車載ソフトウェアにつき、サービス諸規約で認められる態様による本車両の利用以外の目的または方法により利用したり、ライセンス許諾をしたり、その他の処分すること
- (4) 本車両の仕様の範囲を超えた利用をすること
- (5) 重い荷物やバッグなど本車両の安全な利用を妨げる可能性のあるものを持ったまま、またはヒール、サンダルや滑りやすい靴を履いて本車両を運転すること
- (6) 本車両のハンドルにバッグなどの荷物を吊るすことやトリックライディングなど本車両が横転する可能性がある行為をすること
- (7) 本車両を運転中に携帯電話、スマートフォンその他本車両の安全な利用を妨げる可能性のある電子機器を使用すること
- (8) 飲酒、投薬、薬物の摂取その他本車両を安全に利用することができない可能性がある状況下で本車両を利用すること
- (9) 当協議会が指定した以外の場所で本車両を利用し、または指定外の場所に本車両を運び込み、もしくは放置すること
- (10) 法令等により本車両を駐車することができない場所に本車両を停車（短時間の一時的な停車も含みます。）すること
- (11) 広告その他の商業目的で本車両を使用すること
- (12) 前各号の行為を直接または間接に生じさせ、または容易にする行為をすること
- (13) その他、当協議会が不適切と判断する行為をすること

第 7 条（当協議会によるコミュニケーション） 当協議会は、モバイル端末等を通じて、本車両の利用に関してユーザーに対して直接の助言または要請をすることがあります。当協議会が使用可能なエリアを外れた旨や交通法規に抵触する旨の注意喚起を行った場合、ユーザーはこれに従うものとします。

第 8 条（本車両の返却）

1. ユーザーは、当協議会が指定した場所に、本車両を直立させた状態で駐車した上で、アプリ上で利用完了の操作を完了させることにより、本車両を当協議会に返却するものとします。
2. 前項に従って本車両を返却しない限り、ユーザーは利用後も本車両の利用料金を負担することになります。

第 9 条（違反・事故等の処理）

1. ユーザーは、本車両の利用に関連して交通法規その他適用法令の違反により罰則金その他の刑事上または行政上の処分を受けたときは、自らその処分を受けるものとし、罰則金その他の賦課金は直ちにこれを支払うものとします。
2. ユーザーは、自らの費用および責任により、本車両の利用にあたり発生した事故を処理します。
3. ユーザーは、事故等によって本車両に通常損耗を超える損耗を生じさせた場合、利用料とは別にこの損耗により生じた対象車両の修繕等にかかる費用を負担します。
4. 罰則金その他の賦課金や修繕等の費用を当協議会が立て替えた場合、ユーザーは当協議会からの請求に従い、直ちにこれを支払うものとします。

第 10 条（利用料）

1. ユーザーは、本アプリに記載されるガイドラインに従い、本サービスの対価として利用料を当協議会に支払うものとします。
2. 当協議会は、利用料の徴収その他の決済事務を、決済サービス業者に委託することができるものとします。
3. ユーザーによる当協議会に対する利用料の支払は、決済サービス業者との間でユーザーが決済処理を完了した時に、履行が終了したものとして取り扱われます。

第 11 条（委託） 当協議会は、本サービスの提供に関して、業務の全部または一部を、当協議会の責任において第三者に委託することがあります。

第 12 条（データ等の知的資産の取扱い）

1. 当協議会とユーザーの間の他の契約に基づくものを除いて、ユーザーによる本車両の利用は、当協議会または当協議会のライセンサーが保有しまたはライセンスを受けるいかなる知的財産についても、ユーザーに対してライセンスを供与するものではありません。
2. 当協議会が本車両からまたは本アプリ等を通じて取得するデータは、当協議会または当協議会のライセンサーに帰属します。なお、これらのデータのうち個人データを構成するデータの取扱いについては、当協議会のプライバシーポリシーの定めによるものとします。
3. 当協議会は、本車両（車載ソフトウェアを含みます）、本アプリならびに本サービスに関してユーザーが当協議会に提供する助言や要望その他のフィードバックを自由に活用することができるものとします。
4. 前項の定めは、本サービスに関するユーザーとの契約（以下「本サービス契約」といいます。）の終了後も引き続き効力を保持するものとします。

第 13 条（故障・盗難）

1. ユーザーが本車両の利用中に本車両に異常または故障を発見したときは、直ちに本車両の利用を中止し、当協議会に連絡するものとします。
2. ユーザーは、盗難その他の理由により本車両が滅失したときは、直ちに当協議会に連絡するものとします。

第 14 条（本サービスの停止等）

1. 当協議会は以下のいずれかに該当する場合には、ユーザーに事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断できるものとします。
 - (1) 本車両もしくは本サービスに使用するコンピューター・システムの点検または保守作業を緊急に行う場合
 - (2) コンピューターまたは通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 本サービスの提供に必要な外部システムの提供または利用が遮断された場合
 - (4) 地震、落雷、火災、風水害、停電、疾病の蔓延、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合

- (5) その他、当協議会が停止または中断を必要と判断した場合
2. 当協議会は、本条に基づき当協議会が行った措置によって生じた損害について一切の責任を負いません。

第 15 条 (本サービスの変更または終了)

1. 当協議会は、当協議会の都合により、本サービスの内容の変更または提供の終了ができるものとします。本サービスの提供を終了する場合、当協議会はユーザーに対して終了予定日の 30 日前までに通知を行うものとします。
2. 当協議会は、本条に基づき当協議会が行った措置によって生じた損害について一切の責任を負いません。

第 16 条 (当協議会による利用停止または解除等)

1. 当協議会は、ユーザーが以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、事前の通知または催告をすることなく、本サービス利用の一時的な停止または本サービス契約の解除を行うことができるものとします。
 - (1) 本サービス契約のいずれかの条項に定める義務に違反をした場合
 - (2) 当協議会が立替払いした金銭をユーザーが請求に従い支払わない場合その他ユーザーが当協議会に対する金銭債務の支払いを遅延した場合
 - (3) 当協議会からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して 14 日間以上応答がない場合
 - (4) 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (5) その他、当協議会がユーザーの本サービスの利用を適当でないと判断した場合
2. ソフトウェア利用規約に基づく契約が終了した場合、本サービス契約はその理由を問わず終了するものとします。
3. 当協議会は、本条に基づき当協議会が行った行為によりユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

第 17 条 (ユーザーの責任および保証の制限)

1. 本車両の利用により生じたユーザーまたは第三者の怪我、事故に関する一切の責任はユーザーが負うものとします。
2. ユーザーは、本サービスをユーザーが利用する為に必要な環境や設備（インターネット回線、モバイル端末等のハードウェア、本アプリを実行するソフトウェア基盤等を含みますがこれらに限りません。）を自己の責任と費用において適切に用意する必要があり、当協議会は、これらの用意に関する責任を負いません。
3. 当協議会は、本サービスがユーザーの特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、ユーザーによる本サービスの利用がユーザーに適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合することおよび不具合が生じないことについて、保証するものではありません。
4. 当協議会は、本サービスの利用不能もしくは本サービスの利用による機器の故障もしくは損傷によって生じた損害について、一切の責任を負いません。
5. 本サービスまたは本アプリに関連してユーザーと第三者との間において生じた取引、連絡もしくは紛争等について、当協議会は一切の責任を負いません。もしそれらに関連して当協議会に費用が発生した場合または当協議会が賠償金の支払いを行なった場合には、ユーザーは当協議会に対して、この費用（弁護士等の専門家の費用を含みます。）および賠償金を補償するものとし、当協議会はユーザーにこれらの合計額の支払いを請求できるものとします。

第 18 条（損害賠償）

1. 本サービスは、現状の状況のままユーザーに提供されます。当協議会は、本規約の各条項に定める限度で本サービスについての責任を負うものとし、本規約において保証しないまたは責任を負わないとしている事項およびユーザーの責任としている事項については、責任を負わないものとします。
2. 前項のほか、何らかの理由により当協議会が責任を負う場合であっても、当協議会は、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益に関する損害については、賠償する責任を負わないものとします。また、この場合において当協議会が負う損害賠償責任の額は、当協議会が本サービスに関してユーザーから受領した直近 12 か月分の利用料の総額を上限とします。

第 19 条 (遅延損害金)

ユーザーは、本サービス契約に基づく債務の弁済を怠った場合は、弁済すべき金額に対し、年 14.6%の利率で計算した金額を遅延損害金として当協議会に支払うものとします。

第 20 条 (反社会的勢力に関する事項)

1. ユーザーは、暴力団、暴力団員、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（これらを総称して「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないこと、および将来にわたっても該当しないことを約束します。
2. ユーザーは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを約束します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当協議会は、ユーザーが前各項のいずれかに違反したとき、または違反していたことが判明したときは、催告なく、直ちに本サービス契約を解除することができます。
4. 当協議会は、前項に基づく解除によりユーザーに損害が生じた場合であっても、この損害の賠償義務を負いません。また、当協議会は、この解除により当協議会に生じた損害につき、ユーザーに対して損害賠償請求することができるものとします。

第 21 条 (本規約等の変更)

1. 当協議会は、ユーザーの一般の利益に適合する場合、または社会情勢、経済事情もしくは本サービスに関する実情の変化もしくは法令の変更その他合理的な事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更に関する規定に基づき、本サービスの目的に反しない範囲で本規約の内容を変更できるものとします。
2. 当協議会は、前項の定めに基づいて本規約の変更を行う場合は、変更後の利用規約の内容を、当協議会ウェブサイト上に表示しまたは当協議会の定める方法によりユーザ

一に通知することでユーザーにお知らせするものとし、その際に定める 30 日以上の相当な期間を経過した日から、変更後の利用規約が適用されるものとします。

3. 当協議会は、本条第 1 項の定めに基づかずに本規約の変更を行う場合は、変更後の利用規約の内容についてユーザーの同意を得るものとします。この場合も、当協議会は、変更後の利用規約の内容を前項の定めに従ってお知らせするものとします。なお、その後、この変更後の利用規約が適用される日までの間に、ユーザーが本サービスを利用した場合または解約の手続きをとらなかった場合には、ユーザーはこの変更後の利用規約の内容に同意したものとみなします。

第 22 条 (連絡または通知)

1. ユーザーから当協議会に対する本サービスに関する問い合わせその他の連絡または通知は、当協議会の定める方法で行うものとします。
2. 当協議会からユーザーに対する本サービスに関する連絡または通知は、ユーザーの登録事項に含まれるメールアドレスに電子メールを送る方法その他当協議会の定める方法によって行うものとします。当協議会が登録事項に含まれるメールアドレスその他の連絡先に対して連絡または通知を行った場合、ユーザーはこの連絡または通知を受領したものとみなします。

第 23 条 (契約上の地位の譲渡等)

1. ユーザーは、当協議会の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位または本契約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分はできません。
2. 当協議会は、本サービスに関する事業を他社に譲渡した場合には、この譲渡に伴い利用規約上の地位、本契約に基づく権利および義務ならびにユーザーの登録事項その他の顧客情報をこの譲渡の譲受人に譲渡できるものとし、ユーザーは、この譲渡につき本項において事前に同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第 24 条（分離可能性） 本規約のいずれかの条項の全部または一部が法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約における残りの条項、および条項の一部が無効または執行不能と判断された場合のこの条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 24 条（準拠法および管轄裁判所）

1. 本規約および本サービス契約の準拠法は、日本法とします。
2. 本規約および本サービス契約に関する一切の紛争については、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

一般社団法人相差海女文化運営協議会

電動キックスクーター ソフトウェア利用規約

このソフトウェア利用規約（以下「本規約」といいます。）は、一般社団法人相差海女文化運営協議会（以下「当協議会」といいます。）が、「0032Ride」の名称で運用している電動キックスクーター（以下「本車両」といいます。）を利用に供するサービス（以下「本サービス」といいます。）に用いられるソフトウェア（以下に定義される本アプリおよび本車両に組み込まれる機器に搭載されたソフトウェアを含み、以下「本ソフトウェア」といいます。）の提供条件を定めるものです。ユーザーは、当協議会が提供する本車両を管理するソフトウェア・アプリケーション（以下「本アプリ」といいます。）のダウンロードを承諾することにより、本規約のすべてに同意したものととして取り扱われます。

第 1 条 (適用)

1. 本規約は、本サービスの利用につき定めるサービス利用規約（以下「サービス利用規約」といいます。）のほか、当協議会が本サービスに関して定める各種規約（以下「サービス諸規約」といいます。）とあわせて適用されます。
2. 当協議会は、本ソフトウェアについての利用マニュアルやガイドライン等（以下「ガイドライン」といいます。）を定めることができるものとします。ガイドラインは、本規約と一体となって当協議会とユーザーの間の契約を構成するものとします。万が一、本規約とガイドラインの間に矛盾または抵触がある場合には、ガイドラインが優先して適用されます。
3. ユーザーが、所定のプラットフォーム上で本アプリのダウンロードを承諾した時に、本規約を内容とする契約（以下「本ライセンス契約」といいます。）が当協議会とユーザーの間で成立するものとします。

第 2 条 (ユーザー登録)

1. 本サービスの利用を希望するユーザーは、本規約に同意したうえで、本アプリのユーザー登録画面から、当協議会所定の方法でユーザー登録の申込手続きを行うものとします。ユーザー登録を完了しないユーザーは、本サービスおよび本ソフトウェアを使用することができません。

2. 16歳未満のユーザーは、ユーザー登録をすることができません。
3. ユーザーは、すべての事項につき真実かつ正確な情報を登録するものとします。
4. 本アプリを実行するプラットフォーム環境によっては、ユーザーがプラットフォームの登録に際して用いた情報をユーザーの指示により連携を受けることにより、ユーザー登録の申込みを行うことができる場合があります。この場合も、本条の規定が適用されます。
5. ユーザー登録の申込みを承諾するか否かは、当協議会の自由裁量によるものとします。なお、当協議会は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、ユーザーの登録申込みを承諾しません。登録申込みを謝絶した場合、当協議会はその理由を開示する義務を負わないものとします。
 - (1) 申込者が本条に違反して登録申込みを行った場合
 - (2) 申込者と同一人物とみられる者が、すでにユーザー登録を行っている場合
 - (3) 申込者と同一人物とみられる者が、過去に登録を取り消されたことがある場合
 - (4) 申込者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているかと当協議会が判断した場合
 - (5) その他当協議会が本サービスのユーザーとしてふさわしくないと判断した場合
6. ユーザーは、登録内容に変更がある場合には、直ちに所定の方法により登録内容を変更しなければならず、登録内容が常にユーザーの最新の状況を反映したものとなるようにするものとします。登録内容の更新を怠ったことによって生じるユーザーの不利益に対して、当協議会は責任を負いません。

第3条（ID・パスワードの管理）

1. 当協議会は、本サービスの利用に関して登録済みのユーザー（以下「登録ユーザー」といいます。）に付与したIDおよびパスワードを用いて本サービスのログインに成功した者を、そのIDおよびパスワードを付与したユーザーとして取り扱うことができるとし、これによりユーザーに発生する不利益について、当協議会は一切責任を負わないものとします。

2. 登録ユーザーは、付与された ID およびパスワードを自らの責任において厳重に管理するものとします。ID およびパスワードを第三者に開示し、譲渡、貸与その他の方法によりこれを第三者に利用させる一切の行為は、これを禁じます。
3. 万が一、ID またはパスワードを第三者に開示したまたはその他の方法により漏洩した場合、もしくはそのおそれがある場合には、ユーザーは直ちに当協議会宛に連絡したうえで、パスワードの変更等の措置を講じるものとします。
4. 当協議会は、当協議会自身が発行する ID およびパスワードに代えて、第三者が発行・管理する ID およびパスワード（もしくはこれに代わるクレデンシャル）により登録ユーザーを管理することもできるものとします。この場合、登録ユーザーは、ID およびパスワードの発行者の規約を遵守するとともに、その ID およびパスワードに関し前各項を遵守するものとします。

第 4 条（ソフトウェアの使用許諾）

1. 当協議会は、本規約に定める条件に従い、登録ユーザーに対してのみ、本サービスをサービス諸規約に定めるすべての条項に従って使用する目的の範囲に限定して、本ソフトウェアにつき、日本国内における譲渡不能かつ非独占的な使用を許諾します。
2. 前項に定める条件に従わず、または前項に定める目的の範囲外で本ソフトウェアを使用することは、いかなる場合もこれを禁じます。

第 5 条（ソフトウェアに関する保証） 当協議会による本ソフトウェアの提供は、現状有姿のまま行われます。当協議会は、本ソフトウェアの欠陥やエラーなどの不具合がないこと、ユーザーの合理的な期待を満たすものであること、ユーザーの特定の目的を果たすものであること、ユーザーの安全性や快適性を確保するものであることなど本ソフトウェアに関するあらゆる明示または黙示の保証を行いません。

第 6 条（当協議会の権利） 本ソフトウェアの著作権などの知的財産権および生成されるデータその他の無形資産に関する一切の権利は、当協議会に帰属します。

第 7 条（料金および費用）

1. 本サービスの利用料として登録ユーザーが支払う料金には、本ソフトウェアの使用料が含まれるものとします。
2. ユーザーは、自己の費用と責任において、本ソフトウェアを操作するモバイル端末その他の機器およびソフトウェアを用意するものとし、またこれをインターネットに接続するものとします。

第 8 条 (禁止事項) 本ソフトウェアの利用に関し、ユーザーは以下の各号に掲げる事項を行わないものとします。

- (1) 本ソフトウェアを複製すること
- (2) 本ソフトウェアに属する機能、テキスト、プログラム（コードの種類を問いません。）全部または一部を改変すること
- (3) 本ソフトウェアを逆コンパイル、逆アセンブルもしくはその他の方法によりリバースエンジニアリングし、またはその方法を問わず、これらの本ソフトウェアに含まれるソースコードもしくはこれを構成するアイデアもしくはアルゴリズムを解析もしくは再構成すること
- (4) 本ソフトウェアをサービス諸規約で認められる態様での本車両の利用以外の目的または方法により利用したり、ライセンス許諾をしたり、その他一切の処分をすること
- (5) 当協議会、他のユーザーまたはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為をすること
- (6) 当協議会が使用するネットワークまたはシステムなどに過度な負担をかける行為をすること
- (7) 当協議会のネットワークもしくはシステムなどに不正にアクセスする行為、または不正なアクセスを試みる行為をすること
- (8) 著作権表示等を削除または変更すること
- (9) 前各号の行為を直接または間接に生じさせ、または容易にする行為をすること
- (10) その他、当協議会が不適切と判断する行為をすること

第 9 条 (ユーザー登録の抹消)

1. 当協議会は、登録ユーザーが以下のいずれかに該当すると判断した場合には、事前の通知を要することなく、登録の抹消やユーザー資格の一時停止等の措置を講ずることができるとします。
 - (1) ユーザー諸規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) ユーザー登録の謝絶事由に該当していたこと、またはその後に謝絶事由のいずれかに該当することが判明した場合
 - (3) 当協議会が定める期間を超えて本サービスにアクセスがなかった場合
 - (4) 後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受け、または死亡した場合
 - (5) 本車両を操作するために必要な免許が有効でなくなった場合
2. 当協議会は、前項に基づく措置を講じた理由をユーザーに説明する義務を負わないものとします。
3. 登録を抹消されたユーザーは、以後本サービスにアクセスすることができなくなることに尽き、当協議会に対して何らの異議を述べることもできないものとし、またこれにつき当協議会は責任を負わないものとします。

第 10 条 (委託)

当協議会は、本サービスの提供に関して、業務の全部または一部を第三者に委託することがあります。

第 11 条 (本サービスの提供の停止等)

1. 当協議会は以下のいずれかに該当する場合には、ユーザーに事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断できるものとします。
 - (1) 本車両または本サービスもしくは本ソフトウェアに使用するコンピューター・システムの点検または保守作業を緊急に行う場合
 - (2) コンピューターまたは通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 本サービスおよび本ソフトウェアの提供に必要な外部システムの提供または利用が遮断された場合
 - (4) 地震、落雷、火災、風水害、停電、疾病の蔓延、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合

- (5) その他、当協議会が停止または中断を必要と判断した場合
2. 当協議会は、本条に基づき当協議会が行った措置によって生じた損害について一切の責任を負いません。

第 12 条 (本ソフトウェア提供の変更または終了)

1. 当協議会は、当協議会の都合により、本ソフトウェアの内容または提供方法の変更または提供の終了ができるものとします。本ソフトウェアの提供を終了する場合、当協議会は登録ユーザーに対して終了予定日の 30 日前までに通知をします。
2. 当協議会は、本条に基づき当協議会が行った行為によって生じた損害について一切の責任を負いません。

第 13 条 (当協議会による利用停止等)

1. 当協議会が本サービスの提供を停止または中断した場合、本ソフトウェアの提供も、その理由を問わず終了するものとします。
2. 当協議会は、本条に基づき当協議会が行った行為によりユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

第 14 条 (ユーザーの責任および保証の制限)

1. 当協議会は、本サービスに関して送信する通知、連絡その他のコンテンツまたは本ソフトウェアにコンピュータ・ウィルス等が含まれていないこと、本サービスにおいて障害が発生しないこと、本サービスが中断されないこと、本サービスに瑕疵がないことについて、一切の保証をしません。
2. ユーザーが使用したモバイル端末その他の設備につき生じた責任および損害は、ユーザー自身が負うものとし、当協議会は、これにつき一切の責任を負いません。

第 15 条 (損害賠償)

1. 当協議会は、本規約の各条項に定める限度で本サービスについての責任を負うものとし、本規約において保証しないまたは責任を負わないとしている事項およびユーザーの責任としている事項については、責任を負わないものとします。

2. 前項のほか、何らかの理由により当協議会が責任を負う場合であっても、当協議会は、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益に関する損害については、賠償する責任を負わないものとします。また、この場合において当協議会が負う損害賠償責任の額は、当協議会が本サービスに関してユーザーから受領した直近12か月分の利用料の総額を上限とします。

第 16 条 (本規約等の変更)

1. 当協議会は、ユーザーの一般の利益に適合する場合、または社会情勢、経済事情もしくは本サービスに関する実情の変化もしくは法令の変更その他合理的な事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更に関する規定に基づき、本サービスの目的に反しない範囲で本規約の内容を変更できるものとします。
2. 当協議会は、前項の定めに基づいて本規約の変更を行う場合は、変更後の利用規約の内容を、当協議会ウェブサイト上に表示または当協議会の定める方法によりユーザーに通知することでユーザーにお知らせするものとし、その際に定める 30 日以上相当な期間を経過した日から、変更後の利用規約が適用されるものとします。
3. 当協議会は、本条第 1 項の定めに基づかず本規約の変更を行う場合は、変更後の利用規約の内容についてユーザーの同意を得るものとします。この場合も、当協議会は、変更後の利用規約の内容を前項の定めに従ってお知らせするものとします。なお、その後、この変更後の利用規約が適用される日までの間に、ユーザーが本サービスを利用した場合または解約の手続きをとらなかった場合には、ユーザーはこの変更後の利用規約の内容に同意したものとみなします。

第 17 条 (連絡または通知)

1. ユーザーから当協議会に対する本サービスに関する問い合わせその他の連絡または通知は、当協議会の定める方法で行うものとします。
2. 当協議会からユーザーに対する本サービスに関する連絡または通知は、ユーザーの登録事項に含まれるメールアドレスに電子メールを送る方法その他当協議会の定める方法によって行うものとします。当協議会が登録事項に含まれるメールアドレスその他の連絡先に対して連絡または通知を行った場合、ユーザーはこの連絡または通知を受領したものとみなします。

第 18 条 (分離可能性) 本規約のいずれかの条項の全部または一部が法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約における残りの条項、および条項の一部が無効または執行不能と判断された場合のこの条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 19 条 (準拠法および管轄裁判所)

1. 本規約の準拠法は、日本法とします。
2. 本規約に関する一切の紛争については、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

一般社団法人相差海女文化運営協議会
電動キックスクーター プライバシーポリシー

【はじめに】 このプライバシーポリシーは、一般社団法人相差海女文化運営協議会（以下「当協議会」といいます。）が運用する、電動キックスクーター（以下「本車両」といいます。）を利用に供するサービス（以下「本サービス」といいます。）をユーザーに提供するにあたりに行うデータ処理について規定しています。

【当協議会が収集する情報】 当協議会が収集するユーザーに関する情報は、以下に記載するとおりです。なお、これらの情報は、当協議会が本車両の供給を受けている Segway Discovery Inc.

（<https://www.segwaydiscovery.com/>）に対して、提供されることはありません。

- LINE ID
- 氏名
- 年齢
- 運転免許証の有効期限
- 社員番号
- 本サービスの利用にかかる料金そのほかの費用
- 本車両の乗車記録
- 本車両の車体番号
- 乗車日時
- 本車両の返却日時
- 本車両の最高速度
- 本車両の平均速度
- 乗車禁止区域または許可されたサービスエリア外を走行した回数
- 本車両を強制返却した回数
- 本車両の利用時間

【Segway Discovery Inc.から当協議会が提供を受ける情報について】 当協議会は、Segway Discovery Inc.から、同社がユーザーから取得した以下の情報を「当協議会によ

るユーザーの個人情報の利用目的」に記載する利用目的を達成するために、提供を受けま
す。本車両を利用するためには、ユーザーには、これら情報の取得・提供について同意して

いただく必要があります。なお、当協議会は、ユーザーが当協議会提供の本車両を管理するソフトウェア・アプリケーションをダウンロードした時点から、同社よりこれらの情報の提供を受けます。

- IoT コード
- 本車両の車体番号
- プラットフォームコード
- 本車体が設置されている場所の天候
- 本車体の施錠状況
- 本車体の電圧
- ネットワーク信号
- 本車両のバッテリー容量
- 本車体のスピードモード
- 本車両の速度
- 本車両の総走行距離
- 本車両の走行可能距離
- 本車両の走行時間
- 本車両の状況
- 本車両の緯度、経度
- GPS の衛星番号
- GPS の精度低下率 (Horizontal Dilution of Precision)
- 本車両の高度
- GPS 情報を取得した時刻
- ユーザーによる署名文字列

【当協議会によるユーザーの個人情報の利用目的】 当協議会は、以下に記載する目的のためにユーザーに関する情報を利用します。本車両を利用するためには、ユーザーには、このような利用について同意していただく必要があります。

- 本サービスを提供する目的のため
- 本サービスに関連する情報を提供する目的のため
- 本サービスの利用状況等を把握する目的のため
- 本サービスの利用状況等を分析する目的のため
- 本サービスの内容を改良・改善する目的のため

- 本サービスに関する満足度を調査する目的のため
- 当協議会の新規サービスを開発する目的のため
- 取得した情報を統計的に処理し、その統計情報を第三者に提供・開示する目的のため
- 当協議会や事業パートナーのサービスやイベントのご案内・お知らせを提供する目的のため
- 本サービスに関連するトラブル・お問い合わせに対応する目的のため

【当協議会によるユーザーの個人データの第三者提供】

当協議会は、以下の場合を除き、ユーザーの個人データを第三者に提供することはありません。なお、当協議会は、以下の場合であっても可能な限り、第三者への個人データの開示を最小限にするよう努めます。

- 事前にユーザーから同意をいただいた場合
- 当協議会が「当協議会によるユーザーの個人情報の利用目的」記載の利用目的を達成するために個人データの取扱いを委託する場合
- 本サービスを提供するために必要な場合
- 本サービスに関連するトラブル・お問い合わせに対応するため必要な場合
- そのほか法令で認められている場合

【ユーザーの権利】 当協議会は、法令に基づき、ユーザーから以下のお問い合わせを受け付けております。

- 当協議会が保持している個人データの開示
- 当協議会が保持している個人データの訂正、追加または削除

また当協議会は、ユーザーが法令上の要件を満たしている場合に限り、以下のお問い合わせを受け付けております。この場合ユーザーには、法令上の要件を満たす資料を提出いただきます。なお、法令に定めるに従い、ご希望に沿えない場合がありますことをご了承ください。

- 当協議会が保持している個人データの利用の停止または消去・当協議会が保持している個人データの第三者への提供の停止 これらのお問い合わせは、以下「お問い合わせ」に記載されている連絡先へご連絡ください。

【お問い合わせ】 このプライバシーポリシーまたは当協議会によるユーザーの個人情報の処理方法についてご質問がある場合は、以下の連絡先詳細を用いて当協議会にご連絡ください。

郵便による場合

宛先：一般社団法人相差海女文化運営協議会

郵便番号：517-0032

住所：三重県鳥羽市相差町 1238

電子メールによる場合：osatsu.ama@gmail.com

電話による場合：0599-33-7453（野村・松本）

【プライバシーポリシーの変更】

当協議会は、必要に応じて、このプライバシーポリシーを変更することがあります。重大な変更がなされた場合、当協議会はその他の方法（電子メールによる通知または当協議会のウェブサイト上での通知（これらに限りません。）によって、変更内容についてユーザーにお知らせします。

令和 3 年 11 月 26 日制定